

【参考2】 江南市いじめ・不登校対策協議会設置要綱

(設置)

第1条 江南市におけるいじめ・不登校問題を総合的、根本的に検討し、その防止や指導に努め、たくましく生きぬくことのできる児童・生徒の育成を図るため、江南市いじめ・不登校対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項の調査、研究を行う。

- (1) いじめ・不登校児の実態把握と分析
- (2) いじめ・不登校児に対する相談、指導体制の整備
- (3) いじめ・不登校発生防止のための学校環境の見直し
- (4) 個人資料の作成と活用
- (5) 不登校児のための適応指導教室との連携
- (6) 家庭、相談機関等との連携の強化
- (7) 啓発活動としての講演会や研修会の実施
- (8) その他いじめ・不登校対策推進のために必要な事項

(組織)

第3条 協議会は22人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 医師
- (2) カウンセラー
- (3) 児童相談所関係者
- (4) 教育事務所関係者
- (5) 市教育委員会関係者
- (6) 小中学校関係者
- (7) その他教育委員会が必要と認める者

2 委員の任期は、1年とする。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長、副会長を置く。

2 会長は教育長をもって充てる。

- 3 副会長は委員の中から会長が指名する。
- 4 会長は協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は、会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は会長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は教育部教育課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。